

## 江戸川区子ども・子育て支援事業計画の策定

### 1 計画の目的

本年 4 月より施行される「子ども・子育て支援新制度」を計画的に実施するため、「子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月）」第 61 条に基づき、5 年を 1 期（平成 27 年度～31 年度）とする事業計画を策定する。

### 2 策定のための取組み

(1)江戸川区子ども・子育て応援会議での意見聴収  
（平成 25 年度：2 回 平成 26 年度：4 回開催）

(2)江戸川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施  
（対象者数：0～6 歳の就学前の子供のいる保護者：3,000 人 有効回収率：56.3%）

(3)パブリック・コメント 意見総数 46 通（66 件）

### 3 事業計画のポイント

子ども・子育て支援新制度は教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業（子育てひろばや一時預かり等）の 2 本立てにより、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組み。

○教育・保育事業の受入予定人数は、ニーズ調査結果や待機児童の状況、将来的な少子化による動向を踏まえつつ、保育事業者の動向、本区の地域特性、財政負担等を勘案した数値を設定。

○待機児童が生じている 0～2 歳児を中心に、既存の認可保育園の低年齢児を中心とした定員拡大や分園設置の誘導、小規模保育事業や事業所内保育事業などの地域型保育事業を推進。待機児童が特に多い区域には、認可保育園の整備を検討。

○既存の認証保育所や認定保育室については、事業者の意向を尊重し、新制度への移行を希望する場合は、適切な支援を実施。

保育事業の受入予定人数は、今後 5 年間で 600 名程度の定員拡大を予定。

本区独自の取組みである保育ママをはじめとする地域力を活かした子育て支援事業、本区の少子化の現状等を計画の参考資料として添付。

### 【主な計画内容】

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| (1) 教育・保育提供区域の設定             | P14～15 |
| (2) 教育・保育のニーズ量及び受入予定人数       | P16～26 |
| (3) 地域子ども・子育て支援事業            | P27～38 |
| (4) 地域力を活かした本区の子ども・子育て支援の取組み | P41～47 |
| (5) 本区の少子化をめぐる現状と課題について      | P48～53 |